

# ご利用料金のご案内

介護保険	医療保険
------	------

## 対象となる方

<p><b>65歳以上</b> 要介護認定を受けている方</p>	<p>要支援・要介護者のうち *厚生労働大臣が定める疾患等 *特別訪問看護指示書が交付された場合 *精神科訪問看護指示書が交付された場合</p>
<p><b>40～64歳</b> 加齢に伴う特定疾病をお持ちの方</p>	<p>要支援・要介護認定が非該当の方 要介護認定未申請の方 64歳までの医療保険加入者</p>

## 訪問看護にかかわる費用

\* 訪問看護費(介護)または療養費(医療)と加算の合計となり、訪問の頻度・滞在時間・場所・訪問する職種などで異なります。

訪問看護費/介護予防訪問看護費		療養費	
	訪問看護費	介護予防	基本療養費
20分未満	313 単位	302 単位	2,530～6,550円
30分未満	470 単位	450 単位	管理療養費
30-60分未満	821 単位	792 単位	3,000～12,530円
60-90分未満	1125 単位	1087 単位	
理学療法士等1回	293 単位	283 単位	

## 各種加算

<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時訪問看護加算</li> <li>特別管理加算</li> <li>初回加算など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>24時間対応体制加算</li> <li>特別管理加算</li> <li>長時間加算など</li> </ul>
---	---

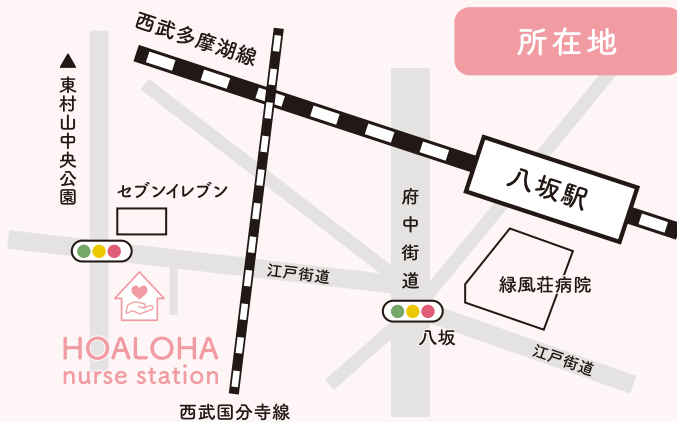
## 利用料の負担割合等

1単位:10.84～11.05円 (地域によって異なります)	後期高齢者	75歳以上	1～3割
	前期高齢者	70～74歳	1～3割
1～3割負担	各医療保険	未就学児 - 69歳	3割
		未就学児	2割

## 訪問対象エリア



東村山市一部	富士見町・美住町・栄町・萩山町・恩多町・本町・廻田町・多摩湖町・野口町・諏訪町
小平市一部	美園町・大沼町・仲町・天神町・小川東1～5丁目・小川東・小川町2丁目
東久留米市一部	柳窪・滝山・弥生
東大和市一部	清原・新堀



〒189-0024  
東京都東村山市富士見町1-1-41 第22北斗ビル101号

HOALOHA nurse station



生きる力・生活する力・叶える力を大切にする



HOALOHA nurse station

ホアロハ ナース ステーション

事業所番号 1362790196

お問い合わせ・ご相談はこちら

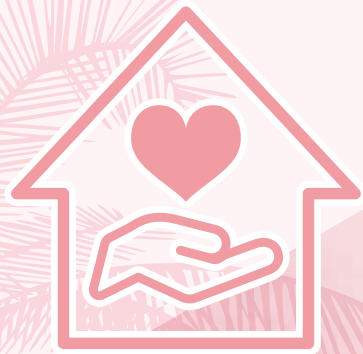
TEL 042-306-1538

FAX 042-306-1539

Email ns@hoaloha-ns.com

営業日: 平日 9:00 - 17:00

休業日: 土・日・祝日 / 12月30日～1月3日



## HOALOHAとは

HOALOHA(ホアロハ)とはハワイ語で

“大切な仲間・つながり・親友”を表します。

私たちはみなさまにとって

そういう存在でありたいという想いを込め

ホアロハナーステーションと名づけました。

## 私たちの訪問看護

これから出会うみなさまとのつながりに感謝し

関係者すべてが大切な仲間や親友となり

病気や障害が人生の一部となって

戸惑いや不安なご自宅での生活に

優しくあたたかく伴走させていただきます。

## サービスのご紹介



### 病状の観察

気や障害の状態、その日の健康状態のチェックをし、異常の早期発見や療養相談をします。

### 療養上のお世話

清拭や入浴、食事・排泄などの介助やアドバイスをします。



### 薬の相談・管理

飲み方の指導や残薬の確認、作用・副作用の観察をします。

### 医師の指示による医療処置

点滴・注射・胃ろう・尿道カテーテルなどの管理を行います。



### 医療機器の管理

在宅酸素・人工呼吸器などの管理を行います。

### 床ずれの予防・処置

療養上の工夫のアドバイスや、床ずれの手当てをします。



### 認知症・精神疾患のケア

症状の変化を観察し、対応方法のアドバイスをします。

### 介護相談・療養相談

介護方法のアドバイスや不安の相談、療養方針の変更などもしっかりと対応します。



### リハビリテーション

拘縮の予防や機能の回復、嚥下訓練などを行います。

### ターミナルケア

ご自宅で最期まで過ごせるように心や痛みへのケアも行います。

その他、24時間・365日相談に応じ、主治医と連携して必要がある場合は訪問し対応します。(※ご契約をされた方のみ)

住み慣れたご自宅で  
あなたの毎日に寄り添う  
ホアロハの訪問看護

## 開始までの流れ

介護保険対象者様

医療保険対象者様

要支援・要介護認定

ケアマネージャーに相談

主治医または  
当ステーションに相談

主治医による訪問看護指示書の発行

訪問看護ステーションと契約

訪問開始

